

【ASIS】事故・緊急時等対応マニュアル

1. 緊急時とは

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。 ASIS では、発達に特性のある利用者を対象としていることからも、緊急時に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

2. 事故発生防止のための取り組み

安全な環境を確保し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①～④の場面については重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

①外出時

- ・児童の体調を把握する。
- ・水筒、帽子等持ち物の確認をする。
- ・児童が 5 人を超える場合は、必ず複数の職員で引率する。
- ・職員は先頭と最後尾を基本とし、全体に目配りをし、職員が車道側を歩く。
- ・出発時、到着時のみならず、移動中も常に人数確認を行うとともに、児童の行動に注意する。
- ・出発後、やむを得ず行き先、経路などを変更する場合は、必ず報告する。
- ・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を職員同士で確認し児童に話をする。
- ・職員は、立ち位置や役割を決め連携を取りながら支援にあたる。
- ・トイレに行くときは必ず職員に報告していくよう伝える。
- ・不審者がいないか、常時目を配る。不審者と思われる人がいた場合、速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番通報をする。
- ・グループに分かれて活動する場合や、児童が職員から離れて活動する場合は、児童から職員への連絡方法を必ず周知する。
- ・引率する職員から事業所、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく。

また、あらかじめ、経路や現場における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを調査しておくとともに、引率する職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。

②熱中症

- ・熱中症防止のために、活動中および活動前後に適切な水分補給を行う。
- ・必要に応じて水分や塩分が補給できる環境を整え、水分補給の大切さを伝える。
- ・児童には体格や体力の差があり、日によって体調が異なる場合もあるため、各児童の個別の体調を把握し、職員間で共有する。

- ・事前に問題がなかったとしても、児童が実際に不調を感じた際にはその旨を申告することや、他の児童の不調に気づいた場合にはすぐに職員に伝えるようにすることなど、職員が児童の体調変化に気付きやすい環境を作っていく。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- ・活動日や活動時間における気象状況を把握し、各地域における熱中症の危険性（暑さ指数・熱中症警戒アラート等）を踏まえ、活動の実施について対応を柔軟に検討する。

③食物アレルギー

- ・契約時に確認を行い、職員間で情報の共有を行う。
- ・調理系のプログラムや、外出イベントで食事を行う場合は、事前に保護者に食物アレルギーを確認した上で活動する。

3.事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりでは、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取り組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

日常的な点検

施設・事業者はあらかじめ安全点検簿を基に、定期的に点検を行い、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。
療育中の安全管理について療育中の安全管理には、施設・事業所の環境調節が不可欠であることから、施設・事業者は隨時環境整備に取り組む。

重大事故の発生防止、予防のための組織的な取り組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取り組みを行う。

- ア) 職員は重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告書を作成し、管理者・児童発達支援管理責任者に提出し ミーティングなどで職員間で共有を図る。
 - イ) ヒヤリハット報告書から、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。
 - ウ) 管理者は事故防止対策について、職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえて療育に

当たる。

職員の資質の向上

子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は救急対応（AED蘇生法等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、資質の向上に努める。全体ミーティングの際に、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

緊急時対応体制の確認

緊急時の対応体制として、緊急時の役割を決めておき、重大発生時には迅速に対応ができるようにする。

日常に準備しておくこと

管理者は各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市町村、警察、病院等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前整理しておく。

保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

子どもや保護者への安全について

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努める。

家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることができるよう保護者と連携を図る。

設備等の安全確保に関するチェックリスト（安全点検簿）

施設内の設備について、安全点検簿を作成し、定期的にチェックし、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、また、職員全体に周知して情報の共有化を図る。

事故防止のための体制設備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、管理者、児童発達支援管理責任者の下、組織的に体制を整備する。

事故発生予防のための情報収集の内容

利用者の疾患等

- ①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患、アレルギー等の情報を収集する。
- ②収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③サービス提供の際の事前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

利用者の疾患等

- ①モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- ②利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。
- ③顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

4. 緊急連絡先等の整備

・緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるように、利用者の家族、主治医、放課後等デイサービス他事業者等を記載した緊急連絡先一覧を作成し、すべての職員がすぐに閲覧できるよう周知する。

・医療情報の記録票

緊急時の搬送先が主治医の病院とは限らないので、やむを得ず搬送先に同行した場合には、できる限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならない。そのためには、事業所から当該病院に FAX を送付することができるよう、次のような医療情報を整理しておく。

- ①過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ②服用している医薬品名等
- ③アレルギー情報等

・職員の緊急連絡網

職員間のグループ LINE を活用し、必要な情報がすぐに周知できるようにする。

5. 緊急時の対応

緊急連絡

- ①状態に応じて主治医に連絡又は 119 番に通報する。
- ②保護者に連絡する。
- ③必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④代表・管理者・児童発達支援管理責任者に連絡し、対応を協議する。

119 番通報

- ①救急車が迅速に到着できるよう、事前に目標となる建造物等事業所の案内方法を想定しておく。
- ②利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
 - ・意識（意識がない・反応がない・呂律が回らない等）
 - ・呼吸（呼吸がない・呼吸が速い・遅い・弱い等）
 - ・脈拍（脈拍がない・脈拍が速い・遅い・弱い等）
 - ・体温（高い・低い）
 - ・吐血、下血（色・量・回数等）

※状態を記録する。

応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

救急車の誘導と到着後

- ①道路に出て、救急車を誘導する。
- ②利用者の状態を落ち着いて説明する
- ③状況を詳しい者が救急車に同乗する。

6. 結果の報告・記録

- ①対応結果について、保護者に報告する。対象児童以外の保護者についても事故の概要を説明できるようにしておく。事故当日以降の利用・療育の内容を確認する。
- ②緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、従業者の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- ③対応手順に問題点がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

7. 事故の再発防止のための取り組み

管理者、児童発達支援管理責任者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

再発防止策の策定

すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。

策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、隨時見直しを図る。

職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに必要に応じて保護者とも共有を行う。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでもこのマニュアルを閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。



応急手当

近くの指導員が直ぐに対応する
他の指導員への連絡も行う

重度

軽度

救急車 (119)



- (例)
・意識がない
・骨折した
・止血が困難
・頭部の強打

救急車への同乗

保護者への連絡

他の児童の対応

医療機関への
事故発生時の状況説明

診断結果の確認と連絡

保護者への連絡

病院への受診

診断結果の確認

経過観察

保護者への連絡

緊急対応後

事故状況の確認
福祉局への連絡

その後の経過確認・観察
支援・配慮等

報告

ヒヤリハット・事故報告書作成

※福祉局障がい者施策部運営指導課にメールする

(報告先は、ひやりハットファイルに記載)

(※R5年4月1日より)